

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校
設置者名	学校法人 岩谷学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	ビューティースタイリスト科	夜・通信	200 時間	160 時間	
文化・教養専門課程	トータルビューティーカー科	夜・通信	240 時間	160 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://www.artisticb.ac.jp/disclosure/">https://www.artisticb.ac.jp/disclosure/</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校
設置者名	学校法人 岩谷学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校事務局に備付け
-----------

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	セント・ジョセフ会 理事長	R4年6月17日～ R6年6月17日	人を育てる観点からの学校及び教育への助言
非常勤	元小学校校長	R4年6月17日～ R6年6月17日	教育の質の向上への助言 学校運営の監理
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校
設置者名	学校法人 岩谷学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>			
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 以下の教育システムに基づき授業計画書の作成・見直しを行っている。</p>			
<p><b>①教育方針の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美と健康と癒しをテーマに、感性とロジックを融合させた教育を展開します。</li> <li>・アーティスティックでビジネスマインドをもった美容師、ビューティーアドバイザー、ネイリスト、エステティシャンを育成します。</li> <li>・職業訓練学校の原点に立ち戻り、就職率を高め同時に就職後の定着率の高い人材育成に努めます。</li> </ul>			
<p><b>②目指す人材像の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビューティースタylist科 (美容師養成コース) 「独立志向を持ち、トータルビューティー技術で顧客満足を提供できる美容師」</li> <li>・トータルビューティー科 「ホスピタリティと内面の美しさを兼ね備えた、グローバルなビューティー産業で活躍できる職業人」</li> </ul>			
<p><b>③教育ストーリーの設定</b> ＜ビューティースタylist科＞</p>			
時期	教育ストーリー	学校で必要とする内容	取得可能資格
1年 前期 (4～9月)	本校の教育システムの理解と、2年間の各自の目標を明確にする。また職業人としての意識を高め、ビジネス実践教育にてホスピタリティーマインドを習得。美容業を営むために必要な美容の基礎理論と技術を習得。ヘアとファッションの歴史を学びながら、色彩学と造形基礎を学び、自己の美的感性を磨く。	①オリエンテーション ②科の交流会 ③Sパーク見学 ④芸術鑑賞会 ⑤学生技術大会 ⑥作品展示・学園祭 ⑦ネイル(高度)	

時期	教育ストーリー	学校で必要とする内容	取得可能資格
1年 後期 (10~3月)	安心・安全な美容業を行うために、衛生学全般を学習する。また、1年間の総括としてインターンシップに参加し、現場での実践的な業務と学校での学習成果を関連させることで、自己の将来の目標を明確にし、今後の就職活動につなげていく。	①科の交流会 ②ヘッドスパ研修 (高度) ③メイク基礎(高度) ④パーマ研修(高度) ⑤刃物工学(高度) ⑥インターンシップ 研修 ⑦就職面接練習 ⑧校内企業説明会 ⑨マナー研修 ⑩年金セミナー ⑪新2年生研修	①ビジネス能力検定ジョブパス3級 ②色彩活用パーソナルカラー検定3級
2年 前期 (4~9月)	資格取得に向けた実技と学科を本格的に学ぶ。企業説明会や就職試験に積極的に足を運び、就職活動をより充実させてゆく。また、これまでの学習の集大成としてクラス全員で企画、運営をおこない、作品発表会を成功させる。	①科の交流会 カラー講習(高度) ②エステ特別授業 (高度) ③ヘアアレンジ授業 (高度) ④きくやプライマリーセッション ⑤ブライダル展示 授業 ⑥芸術鑑賞会 ⑦着付け(高度) ⑦学生技術大会 ⑧作品発表会・学園祭 ⑨フォトコンテスト ⑩メイクアップフォーエバー展示	②iab着付け認定
2年 後期 (10~3月)	それぞれの就職先を決定し、美容師国家資格を取得するために受験対策授業をおこなう。その後は、卒業式まで気を緩めることなく、職業人として必要とされる資質を磨き、業界で必要とされる理想の人財として社会に出ていく。	①科の交流会 国家試験受験対策 ②新日本髪授業 (高度) ③エステティック (高度)	①美容師 国家試験

＜トータルビューティー科＞			
時期	教育ストーリー	学校で必要とする内容	取得可能資格
1年 前期 (4～9月)	自己目標の設定、ホスピタリティを高める ①美容基礎教育（衛生学・皮膚生理学・着付け） ②学内交流（コミュニケーション強化） ③創造性の養成（芸術鑑賞会）	①オリエンテーション ②科の交流会 ③芸術鑑賞 ④学園祭 ⑤サロン体験	①ネイリスト技能検定3級 ②iab着付け認定 ③iabメイクアップ検定3級 ④美肌検定
1年 後期 (10～3月)	自己の将来目標を明確化、2年次の就職活動、資格取得につなげる ①外部活動への参加（各種コンテスト） ②サロン対応の専門的授業（ビジネス実践、ショップワーキング、インターンシップ） ③自己の強みを発見（就職サポート、面接練習、面談により目標再認識） ④創造性の養成（各種コンテスト、イベント見学）	①科の交流会 ②エステコンテスト ③ネイルエキスポ ④職業人講話 ⑤校内企業説明会 ⑥就職面接練習 ⑦新2年生研修	①ネイリスト技能検定2級 ②ビジネス能力検定ジョブパス3級 ③ジェルネイル技能検定初級 ④色彩活用パーソナルカラー検定3級 ⑤化粧品検定3級
2年 前期 (4～9月)	希望科目を選択、より専門的スキルを習得 時代の変化に対応し活躍できるプロを目指す、接客力・サロン運営力を身につける ①企業連携特別授業（メイク展示授業） ②専門的に特化した授業で目標の再確認 ③各種検定の上級資格取得 ④応用技術の習得（ショップ実習・実践学習など） ⑤就職先内定により今後の自己目標を明確化 ⑥作品発表会の企画運営（オリジナリティとチームワークの追及）	①科の交流会 ②ビューティーワールドジャパン見学 ③企業セミナー ④芸術鑑賞会 ⑤作品発表・学園祭	①フェリーチェ検定 ②ネイリスト技能検定2・1級 ③ジェルネイル技能検定中級 ④iabメイクアップ検定2級 ⑤化粧品検定2級

時期	教育ストーリー	学校で必要とする内容	取得可能資格
2年 後期 (10~3月)	<p>就職内定、上級資格取得で学びを最大限に発揮、多様性を身につけ、様々な美容業界で活躍できる職業人としての総仕上げ。</p> <p>①資格取得対策授業（チャンスを最大限に活用し、最後まであきらめない授業内容）</p> <p>②独立開業を意識したサロンワークにおける技術・知識の向上（ショップ実習・実践学習・美容ライト脱毛など）</p> <p>③職業人としての資質磨き（ショップ実習でのスキルアップ）</p>	<p>①科の交流会</p> <p>②ネイルエキスポ</p> <p>③フェリーチェ業務の引継ぎ</p> <p>④エステ実習卒業論文プレゼン</p>	<p>①ネイリスト技能検定1級</p> <p>②化粧品検定1級</p> <p>③認定上級エステティシャン試験</p> <p>④ジェルネイル技能検定上級</p> <p>⑤iabメイクアップ検定1級</p>

#### ④パフォーマンスアセスメント評価の実施

専門的な知識や技能を高めると共に職業人として必要な資質を豊かにすることを目的として2年間をかけて人間性豊かな職業人となることを目的にする。評価表は授業科目を横軸に縦軸には下記の内容とし、関連性が深い学びを学生は理解を深めながら通常の定期試験では評価できない側面を自己点検自己評価し教職員のサポートも加え学生の成長に繋げる。

PA表（パフォーマンスアセスメント）達成度確認

セルフマネジメント	(1) 健康管理ができる(体調管理ができる。メンタルヘルス。三食食べる。睡眠。元気に授業が受けられる)。
	(2) 身の周りの整理整頓ができる。
	(3) 多様な考えを持った人たちと交流することができる。
	(4) 遵法意識やモラルを持つことができる。
	(5) キャリアプランを描くことができ、自律して物事を考えることができる。
	(6) アーティスティックな感性を育てることができる。
	(7) 自己啓発ができる。
	(8) 描いたキャリアプランを実行することができる。
マインド	(1) 素直に取り組むことができ、プラス思考に考えることができる。
	(2) 感謝の気持ちを表すことができ、反省し向上することができる。
	(3) 決意を継続することができる。
	(4) 平和な社会を創ることに貢献する意識をもつことができる。

ビジネススキル	(1) 時間管理ができる。(遅刻・スケジュールリング・納期意識)
	(2) 挨拶ができる。
	(3) 協力・協調することができる。
	(4) 報告・連絡・相談ができる。
	(5) 正しい言葉遣い・表現ができる。(敬語)
	(6) 問題形成ができる。
	(7) 問題解決の努力ができる。
	(8) 常に状況判断をしながら、適切に行動することができる。(気配り)
	(9) 指示を正確に聞きとることができる。(理解・判断)
	(10) 目標管理意識を持っている。(目標たてることができる・P D C Aを回転させることができる)
	(11) 自分の専門等に対しての情報収集をすることができる。
	(12) アーティスティックな感性を論理的に説明できる。
<b>⑤定期試験の実施</b>	
1年次の前期・後期と2年次の前期・後期に4回実施	
<b>⑥授業アンケートの実施</b>	
授業科目を担当する教員・講師に対する授業アンケートを年2回実施し、改善点については年2回の講師会等で検討し改善に努める。	
<b>⑦授業カリキュラムの設定</b>	
学則にて設置	
<b>⑧シラバスの作成</b>	
カリキュラムを担当する教員・講師が授業開始前までに作成し、授業開始時には学生に授業計画や評価方法について説明をする。また、シラバスの公表は毎年5月までとする。	
<b>⑨ポートフォリオの作成</b>	
学習成果に関する記録を学生自身でまとめ、2年間の学びを再確認できる資料とする。	
※以上の教育システムは年1回見直しを実施。	
※⑦授業カリキュラムは学則に準ずる。	
授業計画書の公表方法	学校事務局に備付け

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ① 年2回講師会の設置  
シラバス作成に関する依頼及び評価方法に関する確認
- ② 年2回(前期・後期)定期試験実施  
ただし、実技試験に関しては複数回の実技試験の実施をし、その平均点を前期・後期の評価とする。
- ③ 進級・卒業判定会議を年1回実施  
学則で定める履修時間及び成績評価を本校の判定会議基準に準じて決定する。卒業についての成績評価は2年間の成績評価(学科平均+実技平均=成績評価)とする。※優秀な学生には学校の表彰規定に準じて表彰する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価の基準は、科目ごとの目標レベルの達成度で、この達成度に応じて「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階で評価する。  
進級・卒業に必要な授業時間を履修し通常の到達度なら「優」が得られ「可」以上の評価を得られれば科目の単位取得となる。

試験点数	成績評価	変換ポイント
100~90点	秀	4
89~80点	優	3
79~70点	良	2
69~60点	可	1
59点以下	不可	0

※学生個人の相対的な位置づけを把握するための指標の算出方法  
成績評価を点数化し、各学生の履修科目の合計平均を算出する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	学校事務局に備付け
----------------------	-----------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校の進級・卒業判定規程に従って判断する。

第1条 進級・卒業の判定基準は以下とおりとす。

本規定は学則第17条に基づき、進級・卒業に必要な成績の評価認定について定める。附則(学則別表1及び第23条付帯教育関係資料)

2 上記の1に該当する者は卒業・進級会議により最終決定する。

第2条 第1条の基準を満たさない者は、原級留め置き(留年)または卒業保留となる。

第3条 進級・卒業に必要な授業時間及び成績を認定されていても、学費に未納がある場合は進級・卒業は認定されない。

第4条 卒業年度の3月31日を超えて、単位未修得による卒業保留の場合、その後の在籍期間は入学年度より4年間を超えることはできない。

第5条 通常の評価基準は内規の成績評価認定規程に準ずる。

2 各科目の担当教員は定期試験を実施し、その結果と平常の学習成績等を総合的に判定して成績を評価する。

3 各科目の担当教員は、作品制作等の提出課題の評価をもって、定期試験実施に代えることができる。

4 各科目について出席率が80%に満たない学生には、当該科目の成績を認定することはできない。

5 進級・卒業に必要な時間に満たない学生に対しては、不足時間の補講を行なうことができる。

6 各科目の成績不良の学生に対して、再試験を実施することができる。再試験の成績評価は「可」とする。

【通常成績評価基準】

BS：ビューティースタylist科（美容師養成）

TB：トータルビューティ科

出席率	試験点数	成績評価	合否	進級判定	卒業判定
80%以上	100～90点	秀	合格	<BS> 950時間 <TB> 840時間	<BS> 2,010時間 <TB> 1,710時間
	89～80点	優			
	79～70点	良			
	69～60点	可			
	59点以下	不可	不合格		

第6条 褒章の判定基準は以下とおりとす。

本規程は学則第18条に基づき、成績優秀について、他の模範となる者には、これを褒章することができる。なお選考方法は表彰規程に準ずる。

- |          |         |        |          |
|----------|---------|--------|----------|
| 1. 理事長表彰 | 2. 校長表彰 | 3. 優秀賞 | 4. 技術賞   |
| 5. 精励賞   | 6. 皆勤賞  | 7. 精勤賞 | 8. 外部表彰等 |

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

学校事務局に備付け

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校
設置者名	学校法人 岩谷学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務局に備付け
収支計算書又は損益計算書	学校事務局に備付け
財産目録	学校事務局に備付け
事業報告書	学校事務局に備付け
監事による監査報告（書）	学校事務局に備付け

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門	ビューティースタイル リスト科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,010 単位時間	630 単位時間	180 単位時間	1,200 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2,010 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		75 人	0 人	3 人	13 人	16 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）									
（概要）									
【教育課程及び授業時数】									
課程名		衛生専門課程							
学科名		ビューティースタイルリスト科							
昼夜の別		昼間部							
1年次科目名	必 選 の 別	授 業 時 数	2年次科目名	必 選 の 別	授 業 時 数	授 業 時 間 合 計	単 位 数	美容師養成 施設 科目名	必 選 の 別
関係法規・制度 I	必	20	関係法規・制度 II	必	10	30	1	関係法規・制度	必
衛生管理 I	必	20	衛生管理 III	必	30	90	3	衛生管理	必
衛生管理 II	必	30	衛生管理 IV	必	10				
保健 I	必	20	保健 III	必	30	90	3	保健	必
保健 II	必	30	保健 IV	必	10				
化粧品化学 I	必	40	化粧品化学 II	必	20	60	2	化粧品化学	必
文化論 I	必	40	文化論 II	必	20	60	2	文化論	必
運営管理 I	必	20	運営管理 II	必	10	30	1	運営管理	必
美容技術理論 I	必	60	美容技術理論 III	必	30	150	5	美容技術理論	必

美容技術理論Ⅱ	必	30	美容技術理論Ⅳ	必	30				
美容実習Ⅰ	必	200	美容実習Ⅲ	必	140	900	30	美容実習	必
美容実習Ⅱ	必	190	美容実習Ⅳ	必	370				
芸術Ⅰ	選	30				60	2	芸術	選
芸術Ⅱ	選	30							
ビジネス実践Ⅰ	選	30	ビジネス実践Ⅲ	選	30	90	3	ビジネス実践	選
ビジネス実践Ⅱ	選	30							
高度美容技術Ⅰ	選	30	高度美容技術Ⅲ	選	140	300	10	高度美容技術	選
高度美容技術Ⅱ	選	40	高度美容技術Ⅳ	選	90				
美容総合運営Ⅰ	選	30	美容総合運営Ⅲ	選	30	120	4	美容総合運営	選
美容総合運営Ⅱ	選	30	美容総合運営Ⅳ	選	30				
			情報技術	選	30	30	1	情報技術	選
必修科目授業時数合計		700	必修科目授業時数合計		710	1,410	47		
選択科目授業時数合計		250	選択科目授業時数合計		350	600	20		
授業時数合計		950	授業時数合計		1,060	2,010	67		
進級に必要な授業時間数		950	卒業に必要な総授業時数		2,010				

※科目評価は、科目ごとに実施するが、単位認定は、一連の科目（Ⅰ・Ⅱ、Ⅰ～Ⅲ、Ⅰ～Ⅳ）の成績評価（可以上）がなされたときに付与する。

#### 成績評価の基準・方法

（概要）

成績評価の基準は、科目ごとの目標レベルの達成度で、この達成度に応じて「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階で評価する。

進級卒業に必要な授業時間を履修し通常の到達度なら「優」が得られ「可」以上の評価を得られれば科目の単位取得となる。

試験点数	成績評価	変換ポイント
100～90点	秀	4
89～80点	優	3
79～70点	良	2
69～60点	可	1
59点以下	不可	0

※学生個人の相対的な位置づけを把握するための指標の算出方法  
成績評価を点数化し、各学生の履修科目の合計平均を算出する。

#### 卒業・進級の認定基準

（概要）

本校の進級・卒業判定規程に従って判断する。

第1条 進級・卒業の判定基準は以下とおりとする。

本規定は学則第17条に基づき、進級・卒業に必要な成績の評価認定について定める。附則（学則別表1及び第23条付帯教育関係資料）

2 上記の1に該当する者は卒業・進級会議により最終決定する。

第2条 第1条の基準を満たさない者は、原級留め置き（留年）または卒業保留となる。

第3条 進級・卒業に必要な授業時間及び成績を認定されていても、学費に未納がある場合は進級・卒業は認定されない。

第4条 卒業年度の3月31日を超えて、単位未修得による卒業保留の場合、その後の在籍期間は入学年度より4年間を超えることはできない。

第5条 通常の評価基準は内規の成績評価認定規程に準ずる。

2 各科目の担当教員は定期試験を実施し、その結果と平常の学習成績等を総合的に判定して成績を評価する。

3 各科目の担当教員は、作品制作等の提出課題の評価をもって、定期試験実施に代えることができる。

4 各科目について出席率が80%に満たない生徒には、当該科目の成績を認定することはできない。

5 進級・卒業に必要な時間に満たない生徒に対しては、不足時間の補講を行なうことができる。

6 各科目の成績不良の生徒に対して、再試験を実施することができる。再試験の成績評価は「可」とする。

【通常成績評価基準】

BS：ビューティースタylist（美容師養成）

出席率	試験点数	成績評価	合否	進級判定	卒業判定
80%以上	100～90点	秀	合格	BS 950 時間以上	BS 2,010 時間以上
	89～80点	優			
	79～70点	良			
	69～60点	可			
	59点以下	不可	不合格		

第6条 褒章の判定基準は以下とおりとす。

本規程は学則第18条に基づき、成績優秀について、他の模範となる者には、これを褒章することができる。なお選考方法は表彰規程に準ずる。

1. 理事長表彰 2. 校長表彰 3. 優秀賞 4. 技術賞  
4. 精励賞 5. 皆勤賞 6. 精勤賞 7. 外部表彰等

学修支援等

(概要)

学費サポート（学費軽減プラン）

1. 岩谷学園特待生制度 2. 指定校推薦入学、特別推薦入学 3. AO入学 4. 高校卒業者の高校卒・社会人自己推薦入学 5. 家族入学制度

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
34人 (100%)	0人 (0%)	34人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 美容室、まつ毛エクステンションサロン			
(就職指導内容) エントリーシート、求人票の見方、面接指導、年金・社会保険・税金全般指導、企業サロン説明会の紹介及びアドバイス			

(主な学修成果(資格・検定等)) 美容師免許、公益財団法人 JENC ネイリスト技能検定試験 3 級、NPO 法人 JNA ジェルネイル技能検定初級、日本エステティック協会美肌検定、日本化粧品検定 3 級、ビジネス能力検定 3 級
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
73 人	4 人	5.5 %
(中途退学の主な理由) 体調不良、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
1 学生別に教育カルテを作成し担任は指導に関する事柄を適宜記入し他の教員にも情報共有する。 2 毎日、欠席や遅刻に関する連絡が学校に無いときには担任が自宅へ連絡を入れて確認する。 3 欠席日数や遅刻回数が多くなっている学生の保護者には連絡を入れ学校にて 3 者面談を実施する。 4 産業カウンセラーの教員を配置する。 5 年 2 回以上の個別面談を実施する。 6 月 1 回教育会議を開催。学生の出席や学業の状況を各科で管理職を含めて会議を行う。 7 授業料や教材の納入が困難な家庭は分納や延納と可能な範囲で対応する。 8 欠席等で学習習得の遅れがあると判断すれば可能な限り補講補修を実施する。 9 補修に関しては一部有料とする。 10 年 2 回学生に対して授業アンケートを実施。学生が授業に満足しているのか確認 11 教員による自己点検自己評価により学校の運営で問題がないか確認する。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化・教養		専門	トータルビューティ ー科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1,710 時間	330 単位時間	180 単位時間	1,200 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			1,710 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100 人		68 人	0 人	2 人	6 人	8 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

【教育課程及び授業時数】

課程名	文化・教養専門課程				授業時 数合計	単位数
	トータルビューティー科 1学年					
学期	年間		週間			
昼夜の別	昼		昼			
科目名	必選 の別	授業 時数	必選 の別	授業 時数		
美容生理学Ⅰ	必	30	必	2	30	1
美容生理学Ⅱ	必	30	必	2	30	1
衛生学	必	30	必	2	30	1
化粧品化学	必	30	必	2	30	1
メイク実習Ⅰ	必	60	必	4	60	2
メイク実習Ⅱ	必	90	必	6	90	3
ネイル実習Ⅰ	必	90	必	6	90	3
ネイル実習Ⅱ	必	60	必	4	60	2
エステ実習Ⅰ	必	90	必	6	90	3
エステ実習Ⅱ	必	90	必	6	90	3
着付け実習	必	30	必	2	30	1
美容総合実習Ⅰ	必	30	必	2	30	1
美容総合実習Ⅱ	必	30	必	2	30	1
ビジネス実践Ⅰ	必	30	必	2	30	1
ビジネス実践Ⅱ	必	30	必	2	30	1
芸術Ⅰ	必	30	必	2	30	1
芸術Ⅱ	必	30	必	2	30	1
ショッピング	必	30	必	2	30	1
必修科目授業時数合計		840			840	28
必修選択科目授業時数合計						
授業時数合計		840			840	
進級に必要な授業時数		840			840	28

課程名	文化・教養専門課程				授業時 数合計	単位数
	トータルビューティー科 2学年					
学期	年間		週間			
昼夜の別	昼		昼			
科目名	必選 の別	授業 時数	必選 の別	授業 時数		
美容生理学Ⅲ	必	30	必	2	30	1
栄養学と運動	必	30	必	2	30	1
トータル美容理論Ⅰ	必	30	必	2	30	1
トータル美容理論Ⅱ	必	30	必	2	30	1

美容総合実習Ⅲ	必	30	必	2	30	1
美容総合実習Ⅳ	必	30	必	2	30	1
ビジネス実践Ⅲ	必	30	必	2	30	1
芸術Ⅲ	必	30	必	2	30	1
ショッピング実習Ⅰ	必	30	必	2	30	1
ショッピング実習Ⅱ	必	30	必	2	30	1
メイク実習Ⅲ	必	120	必	8	120	4
メイク実習Ⅳ	必	120	必	8	120	4
ネイル実習Ⅲ	必選	150	必選	10	150	5
ネイル実習Ⅳ	必選	180	必選	12	180	6
エステ実習Ⅲ	必選	150	必選	10	150	5
エステ実習Ⅳ	必選	180	必選	12	180	6
必修科目授業時数合計		540			540	18
必修選択科目授業時数合計		330			330	11
授業時数合計		870			870	29
卒業に必要な総授業時数		1710			1710	57

※必修選択科目については、ネイル実習Ⅲ・Ⅳ、エステ実習Ⅲ・Ⅳのどちらかを履修する

#### 成績評価の基準・方法

(概要)

成績評価の基準は、科目ごとの目標レベルの達成度で、この達成度に応じて「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階で評価する。  
進級卒業に必要な授業時間を履修し通常の到達度なら「優」が得られ「可」以上の評価を得られれば科目の単位取得となる。

試験点数	成績評価	変換ポイント
100～90点	秀	4
89～80点	優	3
79～70点	良	2
69～60点	可	1
59点以下	不可	0

※学生個人の相対的な位置づけを把握するための指標の算出方法  
成績評価を点数化し、各学生の履修科目の合計平均を算出する。

#### 卒業・進級の認定基準

(概要)

本校の進級・卒業判定規程に従って判断する。

第1条 進級・卒業の判定基準は以下とおりとす。

本規定は学則第17条に基づき、進級・卒業に必要な成績の評価認定について定める。附則（学則別表1及び第23条付帯教育関係資料）

2 上記の1に該当する者は卒業・進級会議により最終決定する。

第2条 第1条の基準を満たさない者は、原級留め置き（留年）または卒業保留となる。

第3条 進級・卒業に必要な授業時間及び成績を認定され<sup>れ</sup>ていても、学費に未納があ

る場合は進級・卒業は認定されない。  
 第4条 卒業年度の3月31日を超えて、単位未修得による卒業保留の場合、その後の在籍期間は入学年度より4年間を超えることはできない。  
 第5条 通常の評価基準は内規の成績評価認定規程に準ずる。  
 2 各科目の担当教員は定期試験を実施し、その結果と平常の学習成績等を総合的に判定して成績を評価する。  
 3 各科目の担当教員は、作品制作等の提出課題の評価をもって、定期試験実施に代えることができる。  
 4 各科目について出席率が80%に満たない生徒には、当該科目の成績を認定することはできない。  
 5 進級・卒業に必要な時間に満たない生徒に対しては、不足時間の補講を行なうことができる。  
 6 各科目の成績不良の生徒に対して、再試験を実施することができる。再試験の成績評価は「可」とする。

【通常成績評価基準】

TB：トータルビューティー科

出席率	試験点数	成績評価	可否	進級判定	卒業判定
80%以上	100～90点	秀	合格	TB 840 時間以上	TB 1,710 時間以上
	89～80点	優			
	79～70点	良			
	69～60点	可			
	59点以下	不可	不合格		

第6条 褒章の判定基準は以下とおりとする。  
 本規程は学則第18条に基づき、成績優秀について、他の模範となる者には、これを褒章することができる。なお選考方法は表彰規程に準ずる。

1. 理事長表彰 2. 校長表彰 3. 優秀賞 4. 技術賞  
 4. 精励賞 5. 皆勤賞 6. 精勤賞 7. 外部表彰等

学修支援等

(概要)

学費サポート (学費軽減プラン)

1. 岩谷学園特待生制度 2. 指定校推薦入学、特別推薦入学 3. AO入学 4. 高校卒業者の高校卒・社会人自己推薦入学 5. 家族入学制度

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27人 (100%)	1人 (3.7%)	26人 (96.3%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) エステティックサロン、ネイルサロン、化粧品企業			
(就職指導内容) エントリーシートの書き方、求人票の見方、面接指導、年金・社会保険・税金全般指導、企業サロン説明会の紹介及びアドバイス			

(主な学修成果 (資格・検定等) ) 公益財団法人 JENC ネイリスト技能検定試験 1 級、NPO 法人 JNA ジェルネイル技能検定上級、日本エステティック協会 1000 時間コースエステ認定資格、日本化粧品検定 2 級、ビジネス能力検定 3 級、パーソナルカラー検定 3 級
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
75 人	8 人	10.7 %
(中途退学の主な理由) 体調不良、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
1 学生別に教育カルテを作成し担任は指導に関する事柄を適宜記入し他の教員にも情報共有する。		
2 毎日、欠席や遅刻に関する連絡が学校に無いときには担任が自宅へ連絡を入れて確認する。		
3 欠席日数や遅刻回数が多くなっている学生の保護者には連絡を入れ学校にて 3 者面談を実施する。		
4 産業カウンセラーの教員を配置する。		
5 年 2 回以上の個別面談を実施する。		
6 月 1 回教育会議を開催。学生の出席や学業の状況を各科で管理職を含めて会議を行う。		
7 授業料や教材の納入が困難な家庭は分納や延納と可能な範囲で対応する。		
8 欠席等で学習習得の遅れがあると判断すれば可能な限り補講補修を実施する。		
9 補修に関しては一部有料とする。		
10 年 2 回学生に対して授業アンケートを実施。学生が授業に満足しているのか確認する。必要に応じて改善計画を作成し実施する。		
11 教員による自己点検自己評価により学校の運営で問題がないか確認する。		

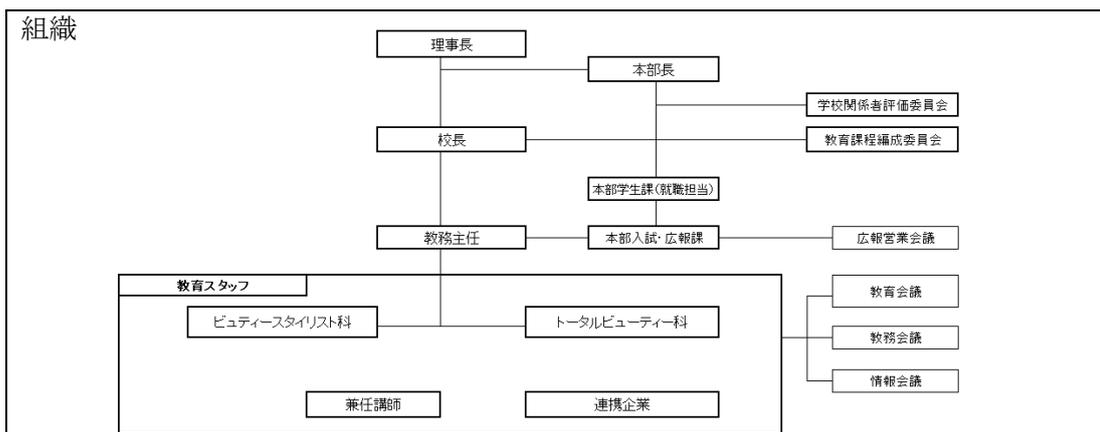
## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
ビューティースタylist科	100,000 円	648,000 円	788,000 円	施設設備費および教材費
トータルビューティーカー科	100,000 円	648,000 円	688,000 円	施設設備費および教材費
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.iwatani.ac.jp/evaluation/">https://www.iwatani.ac.jp/evaluation/</a>												
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)												
<p>方針</p> <p>教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。また、第三者については、産業界等の関与を十分に担保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築する。評価の観点は、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果(就職状況)等、職業教育に適したものとする。</p> <p>実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学生対象の授業アンケートの実施 (年2回)</li> <li>② 学校教育編成委員会の設置 (年2回以上開催)</li> <li>③ 学校職員対象の自己点検自己評価の実施 (年1回)</li> <li>④ 学校評価委員会の設置 (年1回開催)</li> <li>⑤ ホームページ情報公開 (年1回)</li> </ol> <p>※学校評価委員会には関係業界会の方及び卒業生や地域住民が参加、教育課程編成委員は業界関係者が参加し運営する。</p> <p>主な評価項目</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 教育理念・目標</td> <td style="width: 50%;">(6) 教育環境</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校運営</td> <td>(7) 学生の受け入れ募集</td> </tr> <tr> <td>(3) 教育活動</td> <td>(8) 財務</td> </tr> <tr> <td>(4) 学修成果</td> <td>(9) 法令等の遵守</td> </tr> <tr> <td>(5) 学生支援</td> <td>(10) 社会貢献・地域貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11) 国際交流</td> </tr> </table> <p>評価結果の活用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育システム及び授業アンケート項目の見直しと改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育システムは教育課程編成委員会及び学校評価委員会を受け教職員は4月から翌年の2月末までに確認及び必要に応じて改善に努める。</li> <li>・授業アンケートは教育課程編成委員会及び学校評価委員会を受け翌年の教職員会議にて毎年7月末までに確認及び必要に応じて改善に努める。</li> </ul> </li> <li>② 学生生活指導の見直し及び教員研修の計画と実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各科ごとに月1回実施する教務会議と教育課程編成委員会及び学校評価委員会を受けて常勤教員は学生指導に関わる自己啓発研修を毎年校長面接後4月末までに年間計画を立案し翌年の3月までに各自実施するように努める。</li> </ul> </li> <li>③ 各教科における授業方法の見直し及び教員研修の計画と実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業アンケートを前期・後期と年2回実施しその後に常勤職員は校長面談後に必要に応じて授業進行改善計画及び臨時研修会等の実施。また非常勤講師は前期・後期2回の講師会にて各講師に報告し必要に応じて改善を促す。</li> </ul> </li> <li>④ 自己点検自己評価項目の見直しと改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成委員会及び学校評価委員会を受けて新年度に向けた教職員会議を通して4月末までに評価項目の確認及び必要に応じて改善に努める。</li> </ul> </li> <li>⑤ 学校教育環境の見直し及び改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成委員会及び学校評価委員会を受けより良い教育環境を目指した新年度の事業計画を長期的な事業計画も視野に入れて毎年12月までに作成する。(設備の修繕及び備品購入を学内の財務状況を鑑み校長及び教務主任が計画し改善に努める)</li> </ul> </li> </ol>	(1) 教育理念・目標	(6) 教育環境	(2) 学校運営	(7) 学生の受け入れ募集	(3) 教育活動	(8) 財務	(4) 学修成果	(9) 法令等の遵守	(5) 学生支援	(10) 社会貢献・地域貢献		(11) 国際交流
(1) 教育理念・目標	(6) 教育環境											
(2) 学校運営	(7) 学生の受け入れ募集											
(3) 教育活動	(8) 財務											
(4) 学修成果	(9) 法令等の遵守											
(5) 学生支援	(10) 社会貢献・地域貢献											
	(11) 国際交流											



学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
有限会社プライド	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	関係業界企業
有限会社サロンドボーテグレース	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	関係業界企業
株式会社ラ・ボーテ・アクアボン	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	関係業界企業
Beauty Salon Aloha	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	卒業生
ヘレナ ルビンスタイン	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	卒業生
株式会社 田中屋	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	地域住民
社会労務士有明国際法律事務所	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	地域住民
在校生保護者 (ビューティースタylist科)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	保護者
在校生保護者 (トータルビューティー科)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	保護者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページ <a href="https://www.artisticb.ac.jp/">https://www.artisticb.ac.jp/</a> へアクセスして「職業実践専門課程」のバナーより閲覧可能
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
① <a href="https://www.artisticb.ac.jp/">https://www.artisticb.ac.jp/</a>
② HP「資料請求」ボタンより申請いただき、無料にて配布

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校
設置者名	学校法人 岩谷学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		31 人	28 人	31 人
内 訳	第Ⅰ区分	19 人	20 人	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
家計急変による支援対象者（年間）				0 人
合計（年間）				31 人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科 を含む。）及び専門学校（修業 年限が2年以下のものに限る。）			
	年間	前半期		後半期	
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	0	人	0	人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	人	0	人	0	人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	0	人	0	人
「警告」の区分に 連続して該当	人	0	人	0	人
計	人	0	人	0	人
(備考)					

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科 を含む。）及び専門学校（修業 年限が2年以下のものに限る。）					
年間	人	前半期	0	人	後半期	0	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—	人
3月以上の停学	0	人
年間計	—	人
(備考)		

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0 人
訓告	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0 人	0 人
G P A等が下位4分の1	人	0 人	— 人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	— 人	0 人
計	人	— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。